平成27年3月5日(木)に開催した平成26年度第12回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

## 1議 案

- (1) 静岡文化芸術大学学則の一部改正について
- (2) 静岡文化芸術大学大学院学則の一部改正について

### ア 趣旨

学則及び大学院学則について、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行されることに伴い、改正法の趣旨を踏まえて一部を改正すること、また、休学を申請できる要件について、海外での語学研修等のこれまでの取扱いをより明確にするために一部を改正すること、併せて平成27年度からの教育課程改正に伴い一部を改正することについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(3) 公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則の一部改正について

#### ア 趣旨

大学運営における学長のリーダーシップ確立等のガバナンス改革を促進するために「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行されることに伴い、改正法の趣旨を踏まえ、本学組織規則の一部を改正すること、また、事務局就職室が学生の就職支援だけでなく、学生のキャリア形成支援も行っていることから、実態に合わせた室名及び所掌事務とするため一部を改正することについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (4) 静岡文化芸術大学教授会規則の一部改正について
- (5) 静岡文化芸術大学大学院研究科教授会規則の一部改正について

### ア趣旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を推進するための「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行されることに伴い、改正法の趣旨を踏まえ、本学教授会及び大学院研究科教授会規則の一部を改正することについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(6) 非常勤講師の委嘱について

ア 趣旨

英語・中国語教育センター英語特任講師の育児休業取得の代替及び現非常勤講師の来年度

就任辞退等に伴い、平成27年度に新たに9名の非常勤講師を委嘱することについて、その 承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ審議結果

審議を踏まえ、議決された。

# 2 協議事項

- (1) 平成27年度 事業方針(案)について
- (2) 平成27年度 年度計画(案)について

### ア趣旨

第1期中期計画の最終年度に当たる平成27年度において、その計画の完遂と次期中期計画を見据えて重点的に実施する教育内容の充実、学生支援の充実、研究の推進及び地域貢献の充実等の事業方針案、及びこれまでの実績を踏まえて平成27年度に実施する具体的項目を示した年度計画案について、意見を求める。

イ 主な意見

特になし

(3) 平成27年度 当初予算(案) について

### ア趣旨

運営費交付金の削減等を考慮し、本年度の執行状況を踏まえて作成した平成 27 年度当初 予算案の、重点項目及び新規事業等について、意見を求める。

イ 主な意見

特になし

#### 3 報告事項

ア デザイン学部デザイン学科長の選任について

事務局より、平成27年4月からのデザイン学部再編に伴い、現在のデザイン学部生産造形学科教授を新たにデザイン学科長に選任したことが報告された。なお、平成27年3月31日に在籍するデザイン学部生は、平成27年4月以降も従前の3学科(生産造形学科、メディア造形学科、空間造形学科)に所属するため、当該3学科長は当分の間、存続することが補足された。

イ 平成26年度 卒業予定者の就職内定状況について

事務局より、平成27年3月卒業予定者の2月末時点の就職内定率が前年度同月比で約4ポイント上回ったこと、まだ未内定者がいるため、引き続き指導していくこと等が報告された。

以上により、審議を終了した。